

推進の基盤 新たな防災教育

東日本大震災は、防災教育の重要性と必要性を、私たちに改めて認識させた。それを踏まえ、平成24年度においては、これからの防災教育の基本的な方向を示し、また、全校に防災主任を配置するとともに、防災教育モデル校18校を中心に全市的な取組を開始した。

平成25年度においては、それら取組の継続に加えて、新たに作成した防災教育副読本「3.11から未来へ」を小中学校の全児童生徒に配付し、また、研究開発学校（七郷小学校）の指定を受け「(仮称)防災安全科」の創設に向けた研究を開始した。

平成26年2月には、平成24年～25年の2年間の実践研究の成果として、「仙台版防災教育年間指導計画（作成例）」を提示した（仙台市教育センターHPに掲載）。これは、防災教育モデル校における知見や成果、防災教育副読本活用例などを基として新たに作成したものであり、仙台市立学校における防災教育の質的向上や継続性を図るための共通の基盤となるものである。

《平成26年度における主な取組》

1 防災教育年間指導計画の検証と改善

防災教育の教育課程への位置付けを具体的な形として表すものが、全体計画（全体像）と年間指導計画である。平成26年度は、各学校で作成している計画について25年度の実践を検証し、「仙台版防災教育年間指導計画（作成例）」を参考として必要な改善を加えることが重要である。

○検証や改善の主な視点

- ① 防災教育として位置付けることができる教科や単元の選択と、その適切性の確認
- ② 教科・領域本来の指導に防災教育を重ねる工夫
- ③ 単発のイベント型だけではなく、通常の教育課程を基盤とした継続的な実践
- ④ 教職員の意識化や共通理解を図るための、年間指導計画等の「見える化」の工夫
- ⑤ 仙台版防災教育年間指導計画（作成例）を踏まえつつも、地域や児童生徒の実態に応じた指導計画の自校化

2 地域と協力した合同防災訓練

平成25年度から、各学校を単位とする「地域版避難所運営マニュアル」の作成が始まっている。地域、行政担当課等との合同防災訓練の実施に向けて、学校として積極的に協力していく必要がある。

3 国連防災世界会議

国連防災世界会議(平成27年3月14日～18日)が仙台市で開催される予定であり、市立学校で取り組んでいる新たな防災教育を広く内外に発信していく。

1 東日本大震災の発生

- 平成23年3月11日（金）14時46分、三陸沖を震源としてマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。市内震度は、宮城野区では6強、青葉区・若林区・泉区では6弱、太白区では5強であった。そして、約1時間後、仙台市でも沿岸部に大津波が襲来した。
- 14時46分は、多くの児童生徒が在籍している時間帯であった。校舎が一部損壊し、余震が続く中、児童生徒は教職員の指示に従い、落ち着いて行動・避難した。
- 市内各地では、建物損壊、道路破損、土砂崩落、交通機関やライフラインの被害が発生し、発災直後から地域住民や帰宅困難者が学校等に避難し始めた。当日夜、仙台市立学校では、小学校111校、中学校56校、高校3校が避難所となり、各学校の教職員は、避難所開設ならびに避難者への対応に当たった。
- 3月14日（月）から18日（金）の5日間は、全校一斉の臨時休業となった。平成23年度の始業式は、4月11日から21日の間に、各学校の実情に合わせて実施された。小学校8校、中学校3校は自校が使えず、他校の校舎等で再開することとなった。
- 地震被害が甚大だった学校は、平成23年11月に、校庭等に新たに建設した仮設校舎に移転した。それらの学校は、平成26年4月までには、校舎建替えの2小学校を除き、元の校舎に戻ったが、津波で被災した3小学校については、今後も他校の校舎での授業が続く。

2 それまでの防災教育の成果と震災から見えた課題

(1) 成果

- 昭和53年の宮城県沖地震の教訓を風化させず、学校では火災想定に加え、6月には地震を想定した避難訓練を実施してきた。震災時、児童生徒が冷静に避難できたことが多くの学校から報告されており、災害時に備えて訓練を繰り返すことの意義や有効性が改めて確認された。
- 地震直後の混乱時、児童生徒の間には互いを思いやる言動が見られ、また、その後の避難所では、多くの児童生徒が手伝いやボランティア活動を行った。道徳教育、生徒指導、奉仕活動、異年齢集団活動など、それまでは防災教育との関連は意識せずに取り組んできた指導の成果が、災害時の児童生徒の姿として現れた。
- 災害時に備えて、多くの小・中学校では保護者への引渡し訓練や集団下校訓練などを実施してきた。通信手段が途絶し、また、保護者自身も困難な状況下であったため、全児童生徒の引渡しや帰宅が完了するまでには、かなりの時間を要した学校もあったが、訓練の成果が発揮され、児童生徒の安全が確保された。

Ⅱ 平成26年度 「杜の都の学校教育」の推進の基盤

(2) 震災から見た課題

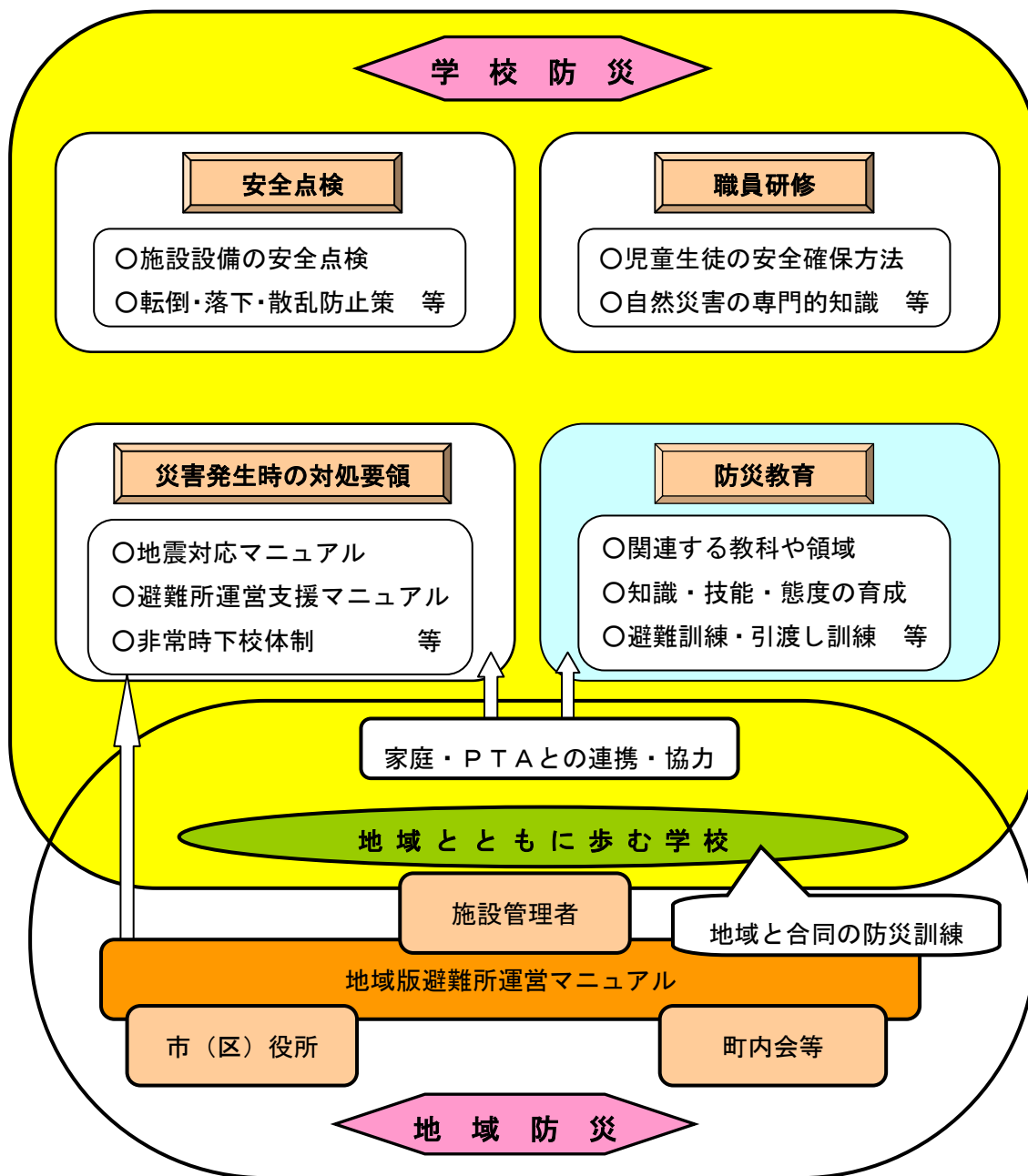
- 日本が地震国であることが改めて認識された。様々な自然災害や人為災害も発生している。今後の防災教育においては、いつ、どこで、どのような災害に遭遇しても、自分で状況を正しく判断し、適切に行動できる力、すなわち、まず自分で自分の命を守れる力を育むことを最重要目標として掲げる必要がある。
- 以前より「何かあった時、地域に残っていて頼りになるのは中学生しかいない」という声はあった。震災後、避難所や地域における児童生徒の予想以上の力に驚かされた大人たちも多かった。今回の児童生徒の姿を今後の教育活動に生かし、災害時に他者や地域のために協力し助け合う力や心の育成を一層充実させていく必要がある。
- 今回の震災は偶然にも「平日の授業時間帯」に起きたが、地震の発生確率は、それ以外の時間帯の方が圧倒的に高い。1年間の中で、児童生徒の在校時間は18%程度に過ぎない(授業日数200日、1日8時間在校と仮定)。登下校時や帰宅後、休日、家族が全員そろっていない時などの発災を想定し、学校と家庭が連携して取り組んでいく必要がある。また、各家庭で災害時の家族それぞれの行動や約束事をあらかじめ決めておき、学校と共通理解しておくことも必要となる。
- 災害時に教職員が児童生徒に寄り添い、支援していくためには、日常の人間関係や信頼関係がしっかりしていることが前提となる。教職員は常に児童生徒に向き合うという、教育の原点を再度見直さなければならない。
- 学校から町内会等による運営委員会に主体が移行していった避難所もあったが、最後まで教職員が中心となって運営せざるを得ない避難所もあった。しかし、災害時に教職員が優先すべきは、児童生徒への対応(安否確認や安全確保、家庭の被災状況の確認、臨時休校期間中の必要な指導や心のケア、等)や学校再開の準備である。避難所運営の新たな体制づくりが急がれる。
- 震災を学校で体験した児童生徒は、いずれ全員が卒業する。すなわち、数年後の防災教育においては、児童生徒の学校での直接体験や記憶を基にした手法が成り立たなくなる。今回の「未曾有」とも「想定外」とも言われる震災の体験や教訓を風化させず、今後の教育活動の中で継承していくために、防災教育の根本的な在り方を見直して具体的かつ継続的な指導法を確立していく必要がある。

3 新たな防災教育

新たな防災教育とは、新たな「視点」による取組である。従来の防災教育の概念や範疇を超えて、新たな視点から教育課程における防災に関連する部分を取り出し、新しい活動とともに、それらを有機的につないでいくものである。

(1) 学校防災における防災教育の位置付け

学校防災は、児童生徒を対象とした「防災教育」の領域と、施設設備の安全点検や災害時に備えたマニュアルの整備、職員配備体制や職員研修、平常時からの地域やPTAとの連携・協力体制など、教職員・保護者等による「管理的、組織的」な領域に区分される。他の領域との関連や対比の中で、防災教育の位置付けを押さえておく必要がある。

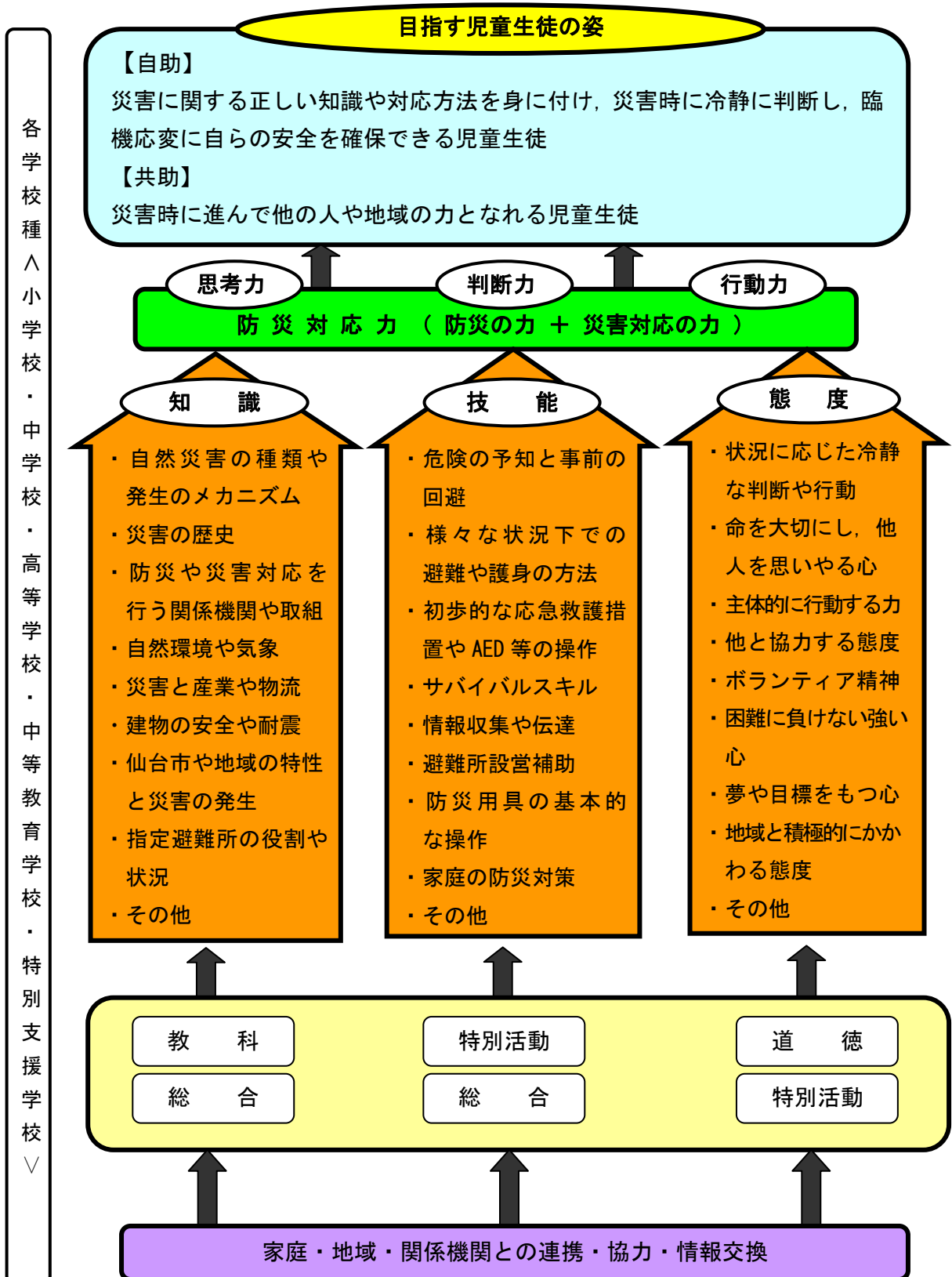


地域防災の視点からは、学校には地域の防災拠点としての機能が期待され、震災後は災害備蓄物資等の整備もさらに進められている。新たに策定された「仙台市地域防災計画」や「仙台市避難所運営マニュアル」に基づき、事前協議において、地域、行政、学校（施設管理者）の三者それぞれの役割や災害発生時の施設管理の在り方などを確認し地域版避難所運営マニュアルとして整備しておくことが重要となる。

Ⅱ 平成26年度 「杜の都の学校教育」の推進の基盤

(2) 新たな防災教育の全体像

防災教育は、発達段階に応じて、関連する教科・領域における直接的・間接的な指導を通して展開される。児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応力（思考力，判断力，行動力）を育み，災害時に自他のために適確に行動できる力を身に付けさせることを目指すものである。



(3) 新たな防災教育の基本的な考え方

- 【**防災教育の目標設定**】災害が発生した際に、まず自分の命を守り安全を確保する自助の力、そして、災害後の対応や地域の復興に他の人々と協力して参画する共助の力を育むことを目指し、理念ではなく、具体的な「目指す児童生徒の姿」を新たな防災教育の目標に掲げて取り組む必要がある。
- 【**防災対応力の育成**】児童生徒に身に付けさせる防災対応力は、平常時における「防災」と、災害時における「災害対応」の双方の力を意味するものである。両者は不可分なものではあるが、二つの視点を踏まえて指導や活動の内容を構成していく必要がある。
- 【**防災対応力の構成要素**】防災対応力の基盤的な構成要素は「知識」・「技能」・「態度」である。それらは各教科・領域において育まれて融合し、児童生徒の実践的な思考力や判断力、そして、臨機応変な行動力となる。
- 【**全体計画・年間指導計画作成の視点**】教育課程における防災教育は、教科や領域の特質から、概ね三つに区分される。年間の指導における各構成要素のバランスに配慮しつつ、個々の授業や活動においては、ねらいを焦点化して取り組むことが大切である。

①「知識」 主に教科・総合

- 防災や災害に関する周辺のまたは基礎的な知識等の指導を行う。
- 教科本来の指導を基本としつつ、例えば、社会、理科、保健体育、技術・家庭などにおいて、防災に関連する内容を含む単元の指導に“防災色”を付加する。
- 総合においては、例えば、災害歴史の調べ学習など。
- 時数管理上は、教科・総合であるが、防災教育の総時数に含める。

②「技能」 主に特別活動・総合

- 防災や災害に関する直接的な内容の指導を行う。
- 例えば、避難訓練、救急救護訓練、危険予知や回避・災害発生時の避難や防護の方法に関する学習、地域ハザードマップ作成や屋内外の危険箇所調べなど。
- 時数管理上は、特別活動・総合であるが、防災教育の総時数に含める。

③「態度」 主に道徳・特別活動

- 防災や災害とは必ずしも直接的には関連しないが、災害発生時などに人として取るべき行動の根底となる心や態度を培う間接的な指導を行う。
- 例えば、道徳の時間における集団や社会とのかかわりに関する指導や、特別活動における地域清掃ボランティア、老人施設訪問、異年齢集団活動など。
- 時数管理上は、道徳については、防災教育の総時数に含める。特別活動については、防災教育の総時数に含めることにはなじまない内容もある。

Ⅱ 平成26年度 「杜の都の学校教育」の推進の基盤

- 【**全体計画・年間指導計画作成の工夫**】防災教育は教育課程上に分散することから、教職員の共通理解や意識の共有化を図るため、また、実効性のある防災教育を持続させるために、「見える化」の工夫をすることが必要である。
- 【**防災教育の指導時数**】明確な基準はない。各学校で教育課程のどの部分を防災教育として位置付けるかに拠る。学校の教育活動全般を防災の観点から広く見直し、防災教育として再構築することが、まず重要である。
- 【**発達段階に応じた指導**】小学校、中学校、高等学校等それぞれにおいて、防災教育の完結を目指すことを基本とする。すなわち、学校種によって指導内容を分けて段階的に積み重ねていくのではなく、同一指導事項でも学校種が上がれば発達段階に応じて指導や活動の広がりや深まりが増していくこととなる。ただし、同一校種内における学年間の指導に系統性や発展性をもたせることは必要である。
- 【**局所的災害の指導**】大雨による河川の氾濫や道路の冠水、倒木、地滑り、土砂崩れ、雷、竜巻等の災害は局所的に発生する。児童生徒が日常の生活地域外で遭遇する可能性のある災害についても、幅広い防災対応力を育てていく必要がある。
- 【**多様な訓練の工夫**】児童生徒の実践的な対応力を向上させるためには、休み時間等の様々な時間帯や場所を想定した避難訓練、集団下校訓練、引渡し訓練や、地域版避難所運営マニュアルによる合同防災訓練など、多様な訓練を計画的に実施する必要がある。

(4) 配慮すべき事項

- 【**地域とともに歩む学校づくりの推進**】学校と地域の平素からの信頼関係やつながりは、災害時の大きな力となる。例えば、授業参観時に、保護者だけでなく地域住民も対象としている学校も多いが、地域防災の視点からも、学校や授業の公開に努め、互いに顔の見える関係づくりを推進していくべきである。
- 【**家庭訪問の見直し**】震災時、児童生徒の最終的な安否確認を家庭訪問によって行った事例が多く報告されている。また、授業再開日を知らせるプリントを各家庭へポストイングした学校もある。各家庭や地域の環境や実態、危険箇所などを教職員が把握しておくことは、防災上からも必要なことである。近年、家庭訪問を希望制にしたり、面談に切り替えたりする学校も見られるが、家庭訪問の意義や目的を再度見直す必要がある。
- 【**居住地校交流の推進**】特別支援学校に通学している児童生徒が在宅時に災害が発生した場合は、近隣の小・中学校に避難する可能性がある。居住地校交流などの機会を有効に活用し、児童生徒が互いに理解し、助け合える心の環境を醸成していく必要がある。